

労働災害総合保険仕様書

(法定外)

独立行政法人国立高等専門学校機構

1. 総則

本仕様書は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）の被用者が業務上および通勤途上中の理由により被った身体の障害について、機構が独立行政法人国立高等専門学校機構教職員法定外補償規則に基づく災害補償金の支払い責任を負担することによって被る損害に対して付保する労働災害総合保険の内容を定める。

2. 保険契約者及び被保険者

(1) 保険契約者： 独立行政法人国立高等専門学校機構

(2) 被保険者： 独立行政法人国立高等専門学校機構

3. 保険期間

令和6年4月1日午後4時から令和7年4月1日午後4時まで1年間

4. 保険料支払方法

一時払（保険料払込猶予特約付帯）

5. 保険の種類

労働災害総合保険普通保険約款

6. 付帯する特約

- ① 通勤災害担保特約
- ② 職業性疾病担保特約
- ③ 天災危険担保特約（保険期間中10億円限度）
- ④ アスベスト・じん肺不担保特約
- ⑤ 保険料確定特約
- ⑥ 保険料払い込み猶予特約（独立行政法人用）
- ⑦ 共同保険に関する特約
- ⑧ 船員用特約

なお、上記特約条項以外で補償範囲を縮小変更する特約は一切付帯しないものとする。

7. 保険の内容

(1) 保険の対象

- 保険金の支払は、労災保険法等によって給付が決定された場合に限るものとし、身体の障害区分については労災保険法等による決定に従うものとする。
- 同一の被用者が被った身体の障害については、死亡に対する法定外補償金と後遺障害に対する法定外補償金の重複支払いは行われず、いずれか高い金額を限度とする。

(2) 保険の対象とする被用者の範囲

アルバイト・パートタイマー・嘱託・非常勤教職員を含む

(3) 保険金額

独立行政法人国立高等専門学校機構教職員法定外補償規則による定額方式（別表のとおり）

(4) 自己負担額

なし

8. 自動担保

保険期間の途中で被用者の増加があった場合自動的に保険の対象に含むものとする。

9. 保険料の精算

保険料の精算は、保険期間の中途および終期とも省略するものとする。

10. 免責事項

労働災害総合保険普通保険約款、各特別約款と同内容

11. その他の条件

ブローカー扱いとする。

12. 保険料算出条件

教職員数（常時使用労働者数） 9, 4 5 7名

13. その他

本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、機構の指示に従うものとする。

補足資料

- ・ 保険事故一覧
- ・ 政府労災申告書

以上

【別表 労働災害総合保険金額】

	業務上（万円）	通勤途上（万円）
死 亡	1, 8 6 0万円	1, 1 1 5万円
後 遺 障 害 1 級	1, 5 4 0万円	9 1 5万円
後 遺 障 害 2 級	1, 5 0 0万円	8 8 5万円
後 遺 障 害 3 級	1, 4 6 0万円	8 5 5万円
後 遺 障 害 4 級	8 7 5万円	5 2 0万円
後 遺 障 害 5 級	7 4 5万円	4 4 5万円
後 遺 障 害 6 級	6 1 5万円	3 7 5万円
後 遺 障 害 7 級	4 8 5万円	3 0 0万円
後 遺 障 害 8 級	3 2 0万円	1 9 0万円
後 遺 障 害 9 級	2 5 0万円	1 5 5万円
後 遺 障 害 1 0 級	1 9 5万円	1 2 5万円
後 遺 障 害 1 1 級	1 4 5万円	9 5万円
後 遺 障 害 1 2 級	1 0 5万円	7 5万円
後 遺 障 害 1 3 級	7 5万円	5 5万円
後 遺 障 害 1 4 級	4 5万円	4 0万円

※天災危険担保特約については、保険期間中10億円の支払限度額を設定する。